

小柳さとし氏が大善戦も惜敗 みなさんのご支援ありがとうございました

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話 (243) 0141
18年11月5日

一〇月二八日投票の新潟市長選挙で、新潟市をよくするみんなの会が推薦した小柳さとし氏が九万票余りを獲得しましたが、当選までは届きませんでした。会員の皆さんのご支援ありがとうございました。

小柳氏は「市民と対話する市政」を掲げて選挙戦をたたかいました。子育て世代支援や中小業者・家族経営を中心とした地域経済振興などの政策が、市民からの共感を得ました。また選挙戦では「原発再稼働反対」などを表明し、安倍政権への対決姿勢を鮮明にしました。今回獲得された九万票は、現政権への批判票としても重要です。

現在、新潟市は新潟駅の高架化や栗の木バイパスの改修工事などの大型開発中心の市政運営を行っています。一方で福祉予算は削られ、高すぎる国保料の差押えなどの徴収も行われています。こうした逆さまな市政運営を改めさせるために、これから奮闘しましょう。

新潟市長選挙投票結果

小柳さとし氏	90、972票
当 中原 八一氏	98、975票
吉田 孝志氏	90、539票
飯野 晋氏	49、425票



日程

- ・11月 8日 (木) 大腸がん検診本部回収日
- ・11月18日 (日) 県婦協婦人部学校
- ・11月18日 (日) 全青協第43回定期総会

明日からでも実践できる！

ビジネススキルアップセミナー開催

10月28日(日)、ANAクラウンプラザホテルにて販売促進コンサルタントの竹谷知江子さんを講師にお招きし、購買心理で考えたお店、広告作りを実際に撮った写真を例に交えながら、セミナーはとても興味を惹かれるものでした。

普段何気なくしているPOP
P広告・仕事場での行動を改善
することで大きく売り上げが
変化することを聞きました。

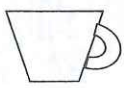
相手に良い印象を与えるこ
とも手法の一つです。例えば朝
の挨拶、「おはようございます」
を元氣よく大きな声でいう。こ
れだけでも一日の活動に大き
な違いがでます。



- 仕事をする上での環境を大きく変える要因は、会社、
お店、商品の3Sを実施することであるとされました。
- 1・整理、要るものと要らないものの区分けをはっきりさせて、要らないものは撤去すること
 - 2・整頓、必要なものを、必要なときに効率よく取り出せるようにすること
 - 3・清掃職場のゴミをなくし、汚れのないきれいな状態にすることの3つのSです。

年間150時間は探し物をしていると聞くと、無駄な時間をもっと有意義に使う事が出来ると考えれば少しの時間を利用して整理整頓をしようと考えられるようになりますよ。

POP広告も書き方一つで宣伝効果が変わります。ただ目立つようにたくさん書くことを書きこんでいくのではなく、キャッチコピーを目立つように、その商品・サービスに付加価値を加えるなど工夫できることはたくさんあります。



憲法カフェ

婦人部



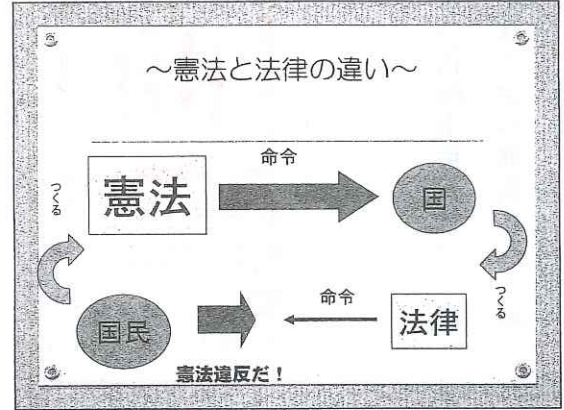
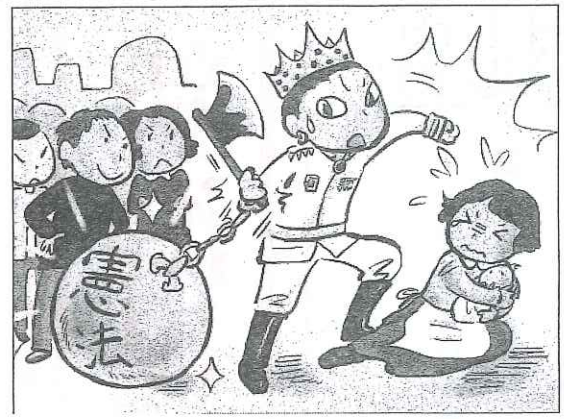
10月24日(水) 民商会館で憲法カフェを開催し、9名が参加しました。講師に二宮弁護士を招き、堅苦しい空気ゼロの中、憲法ビギナーにわかりやすく教えていただきました。

憲法を守る義務がある人は誰なのか？権力者(天皇・大臣・国会議員・裁判官)であり、日本国民・弁護士ではない。国民が守らなければならないのは法律である。

今の憲法の内容について詳しく紹介。普段何気なくやっていることも、憲法に書いてある。憲法は、私たちの生活に密着したもの。私たち一人ひとりが、自分らしく暮らしていくためになくはならないもの、それが憲法。自衛隊とは何か。防衛費は安倍政権になってから、年々上昇している。本当に安全保障環境は一層厳しさを増しているのか、冷静に判断しなければならない。改憲も必要なのか。憲法を改正するには国民投票において、有権者数ではなく、投票者数の過半数の賛成で決まってしまう。

「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」

今回知った憲法のことを自分で語れるようになり、多くの人に広めなければなりません。



民商共済会 加入手続き変更について

―事業継承にもなう変更―

全商連共済会第25回定期総会は「事業継承はいまや全中小業者の課題となっています。長年、事業と中小業者運動を続けてきた会員と配偶者が、事業を家族に引き継ぎ75歳を迎える際、共済会への継続加入ができないことに対して、全国から要望が寄せられていました。運用上、継続して共済会に残れるように実務上の措置」を行うことを決定しました。

今回の措置で対象となる事例

A会員が75歳を超えて事業継承する場合に、R制度(75歳以上、会員とその配偶者)として加入を可能とするものであり、すでに事業を継承した家族(父、母)75歳以上の新規加入(再加入)もできます。また同居家族間ですでに事業継承が行われ、親世代が75歳を迎える前に加入者区分を変更できます。

ただし、事業継承前に共済未加入だった方は、新規加入することは出来ません。

支部の共済係の方へ

今回の変更で、一つの家族にA会員、B会員が2名存在することが可能となり、加入率などの数字に変化がありますのでご注意ください。また「事務のしおり」が改定されており、必要に応じて、担当事務局から最新版を入手してください。

加入者区分変更のフローチャートも準備されています

